

社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

ふ

く

し

の

10・11

2024

月号



12月3日から受付開始！冬の施設利用補助券

11月に「ねんきんシニアライフセミナー」を開催！

11月1日からフリーランスの取引に関する新しい法律がスタート！

医療機関の受診は「マイナ保険証」で！

家族を扶養するときの手続き

シリーズ 年金に関するオンラインサービス Vol.4

新発見！再発見！
Discover
ふくい

大鳥神社(おおとりじんじゃ)
／あわらし

子どもがちっぽけに見えるほど大きなイチョウの木。何かお話しながら優しく見守ってくれているようです。落葉して辺り一面が黄色のじゅうたんになった風景も見てみたいです。

●撮影／a_ys.aさん

職場内で
回覧しましょう

郵便でお申し込みください!

冬の施設利用補助券 申し込み受付は12月3日から!!



会員事業主様をはじめ被保険者とそのご家族の皆様に、協会の福利厚生事業として、今年の冬も下記の施設がご利用いただけます。
皆様からのお申し込みをお待ちしています。

① けんこうの湯(冬季)利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月14日(土)~2月28日(金)
- 対象施設
 - ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
 - 法恩寺温泉「ささゆり」(スキージャム勝山・勝山市)
 - 今庄365温泉「やすらぎ」(南越前町)
 - 溪流温泉「冠荘」(池田町)
 - ニューサンピア敦賀「つぬがの湯」(敦賀市)
 - 敦賀きらめき温泉「リラ・ポート」(敦賀市)
 - 御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)

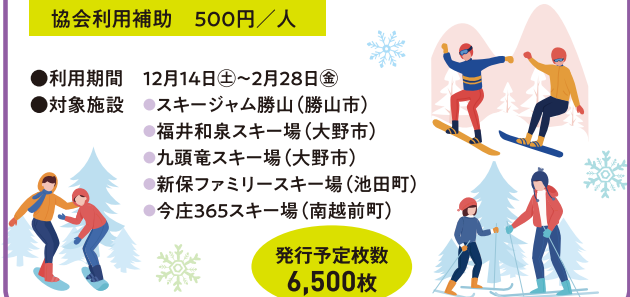


発行予定枚数
11,000枚

② スキーリフト券利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月14日(土)~2月28日(金)
- 対象施設
 - スキージャム勝山(勝山市)
 - 福井和泉スキー場(大野市)
 - 九頭竜スキー場(大野市)
 - 新保ファミリースキー場(池田町)
 - 今庄365スキー場(南越前町)



発行予定枚数
6,500枚

③ アイススケート利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月14日(土)~2月28日(金)
- 対象施設
 - ニューサンピア敦賀
アイスアリーナ(敦賀市)



発行予定枚数
5,500枚

必ず郵便でお申し込みください!

12月3日(火)の消印から有効!

※電話・FAXでの申し込み受付は行っていません。

※施設側の理由により、利用できない場合がありますので、事前のご確認をお願いします。

申込方法

12月3日(火)から
申込書
ダウンロード開始!

① 当協会ホームページから申込書をダウンロード
事業案内 > 福利厚生事業 > 各種補助券の発行 >
「けんこうの湯(冬季)利用補助券」または
「スキーリフト券」または「アイススケート」>お申込はコチラ

② 返信用封筒の同封をお願いします。
御社住所を記入し、切手(右表参照)を貼った返信用封筒を
同封し申込書とともに郵送願います。
(12月3日(火)の消印から有効)
送付先:「福井県社会保険協会」
(〒910-0831 福井市若柴町508番地 福井県鉄工会館2階)

注意!

- 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- 先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- 令和6年度の協会費が未納の事業所様はお申し込みできません。

● 上限枚数(被保険者数は前年12月20日現在の被保険者数)
「けんこうの湯(冬季)」 「スキーリフト券」 「アイススケート」それぞれの上限枚数

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
1~3人	3枚	20~29人	20枚	70~99人	48枚
4~9人	8枚	30~49人	30枚	100~199人	60枚
10~19人	15枚	50~69人	42枚	200~299人	80枚
				300人以上	100枚

● 貼付をお願いする返信用切手料金

合計枚数	切手料金	合計枚数	切手料金
50枚まで	110円	190枚まで	270円
120枚まで	180円	300枚まで	320円

※返信用封筒は定形(長形3号 120mm×235mm)をご利用ください。



ねんきんシニアライフセミナーを 開催いたします!!

定年再雇用や年金受給を考える年齢を迎える方を対象に、これからの生活を充実したものにしておくべき雇用保険・健康保険制度、受け取る年金のしくみや請求手続きなど、生活設計の一助となる情報を共有することを目的としてセミナーを開催いたします。

ぜひご夫婦で参加してみませんか。



「退職後の雇用保険・健康保険」 セミナー内容(一部)

- 65歳からの在職老齢年金について
- 60歳以降の受給権発生
の在職老齢年金について
- ねんきん受給開始年齢について
- 定年退職と継続再雇用制度とは
- 定年後の嘱託再雇用時の
健康保険の手続
- 退職した時に加入する
健康保険の選択 など

●実施要領

内容	①退職後の雇用保険・健康保険 ②年金のしくみと年金請求手続き
講師	①青垣幹夫氏(青垣労務管理事務所所長) ②日本年金機構
参加対象者	会員事業所に勤務する被保険者及びその配偶者、事務担当者
受講料	無料(非会員の受講はできません。)
定員	各会場とも、下記開催会場の定員のとおり(申込受付順) ※締切後ハガキにてご連絡いたしますので、当日のご持参をお願いします。

●開催日時・会場

日時	開催時間	会場	定員	所在地
11月6日(※)	13:30~ 16:00	福井県自治会館 「201研修室」	45名	福井市西開発4-202-1
11月18日(※)		サンドーム福井管理会議棟 「201・202会議室」	45名	越前市瓜生町5-1-1
11月20日(※)		敦賀市中郷公民館 「大会議室(2階)」	24名	敦賀市羽織町36-1

申し込み方法

申込書はホームページから
ダウンロード!

ホームページ》事業案内》
広報活動事業》
制度普及啓発事業》
ねんきんシニアライフセミナー》
お申込はコチラ



- 申込受付/
令和6年10月15日(※)~10月30日(※)
- 申込方法/ 申込書に必要事項を記入し、
郵送またはFAXでお申し込みください。

※お申し込みいただいた内容(個人情報等)は
ねんきんシニアライフセミナー以外の目的で
利用することはありません。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行

11月1日からフリーランスの取引に関する新しい法律がスタート!



法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- 1 フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- 2 フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランスとは?

業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

- (例)
- 企業に属さず個人で働く方
 - 従業員のいない法人 (例:一人社長)
 - 「一人親方」と言われるような、建築・建設現場の職人

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。



発注事業者とは?

フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

詳しくは
コチラ!



育児・介護休業法 改正ポイント



詳しくは
コチラ!



公布日/令和6年5月31日

施行日/公布後1年6か月以内の政令で定める日

柔軟な働き方を 実現するための措置等 が事業主の義務に!

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務に!

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者が仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます

施行日/令和7年4月1日

所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大!

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能

改正後

小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に



子の看護休暇が見直されます!

改正前

- 【名称】「子の看護休暇」
- 【対象となる子の範囲】小学校就学の始期に達するまで
- 【取得事由】
 - ・病気・けが
 - ・予防接種・健康診断
- 【労使協定の締結により除外できる労働者】
 - ①引き続き雇用された期間が6か月未満
 - ②週の所定労働日数が2日以下

改正後

- 【名称】「子の看護等休暇」
- 【対象となる子の範囲】小学校3年生修了までに延長
- 【取得事由】(※詳細は省令)
 - ・感染症に伴う学級閉鎖等
 - ・入園(入学)式、卒園式を追加
- 【労使協定の締結により除外できる労働者】
 - ①撤廃
 - ②週の所定労働日数が2日以下

育児のためのテレワークの導入が努力義務化!

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます

育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大!

従業員数300人超の企業に、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます

※現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています



介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務に!

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置 (※面談・書面交付等による。詳細は省令)
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備 (※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令)
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

現行の健康保険証は
令和6年12月1日をもって発行が終了します!

医療機関の受診はマイナ保険証で!

マイナンバーカードに電子証明書機能として健康保険証を利用登録(マイナ保険証)することで医療機関が受診できます。

マイナ保険証で受診するメリットについてご紹介します。

※令和6年12月2日以降、すでに発行済みの健康保険証は最大1年間、従来どおり使用できるよう経過措置が設けられます。

マイナンバーカード自体の有効期限と、マイナ保険証などの電子証明書としてマイナンバーカードを利用する場合の有効期限が異なるのでご注意ください!



マイナンバーカードと電子証明書の有効期限

発行時	成年の方(18歳以上)	未成年の方(18歳未満)
マイナンバーカード	10回目の誕生日	5回目の誕生日
電子証明書(マイナ保険証など)	5回目の誕生日	

マイナ保険証で受診するメリット

① 医療費を節約できる!

	初診	再診 (3カ月に1回)	調剤
マイナンバーカード利用	10円	10円	10円
従来の保険証利用	30円	20円	30円

※患者負担は上記金額の2割または3割

② よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが減少(本人が同意した場合のみ)
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクが減少(本人が同意した場合のみ)
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携できる

重複投薬のリスク回避の例



③ 各種手続きも便利・簡単に!

- 高額な医療費となる場合に必要な「限度額適用認定証」の申請手続きが省略できる
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単に
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要(新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です)
- 高齢受給者証の持参が不要に

マイナ保険証で受診するための準備

【医療機関で】

医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込むことができます。



【セブン銀行ATMで】

マイナンバーカードを持参し、ATM画面にて「マイナンバーカードでの手続き」→「健康保険証利用の申込み」から手続きができます。



【スマートフォンから】

準備するもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
- アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには申し込みが必要です!



STEP 1 「マイナポータル」を起動

STEP 2 「申し込む」をタップ

STEP 3 利用規約等に同意

STEP 4 マイナンバーカードを読み取る

被扶養者の追加は5日以内に!

家族を扶養するときの手続き

同居もしくは別居をしている家族を健康保険の被扶養者にするときや、すでに被扶養者となっている者の収入等要件が認定基準を満たさなくなったときは、事業主を経由して「被扶養者(異動)届」の提出が必要です。
主な届出契機は、右のとおりです。

【被扶養者の追加】

- ・子どもが生まれた
- ・結婚した
- ・子どもが離職した

【被扶養者の削除】

- ・扶養している子や配偶者の就職(自身で社会保険加入、収入増)

従業員の雇入れの際には、扶養家族の確認を忘れずに!



手続きのポイント1 収入要件

年収130万円未満 かつ 被保険者の収入の半分未満が目安!

被扶養者として認定されるには、「主として被保険者の収入で生計を維持されている」ことの確認が必要です。具体的には、次の基準で判断されます。

同居している場合	別居している場合
<p>対象となる人の年収が130万円未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であること。</p>	<p>対象となる人の年収が130万円未満で、かつ被保険者からの年間の仕送り額より少ないこと。</p>
<p>対象者の年収が130万円未満で、被保険者の年収の半分以上であること。</p>	<p>対象者の年収が130万円未満で、被保険者の仕送り額以上であること。</p>

※対象となる人が、60歳以上または障がい者の場合は、年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。
 ※年収とは、過去における収入ではなく、被扶養者に該当する時点における年間の見込収入額を指します。
 ※対象者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満かつ被保険者の年収を上回らないときは、被保険者が世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められる場合には、被扶養者となることができます。
 ※被扶養者の収入には、雇用保険の失業給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。
 ※別居の場合、仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(預金通帳の写し等)の添付が必要となります。

手続きのポイント2 被扶養者の範囲

3親等内の親族が条件です!

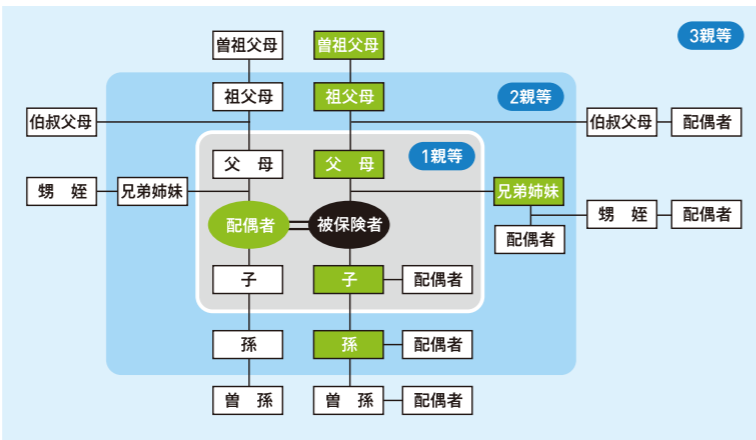
主として被保険者の収入で生計を維持している75歳未満(後期高齢者医療の被保険者とならない)の人で、被保険者の3親等以内の親族であることが要件となります。

また、3親等以内であっても、配偶者の父母や甥姪などは、被保険者と同居していなければ被扶養者にはなれません。

まずは、収入の有無と生計維持関係の有無を確認することが重要です!



3親等内の親族図



■の人は「生計維持関係」のみが条件です。□の人は「生計維持関係」と「同一世帯」が条件です。

手続きのポイント3

夫婦で共同扶養している場合 年間収入の多い方の被扶養者に!

夫婦ともに収入がある場合の被扶養者の認定は、被扶養者の人数に関わらず、夫婦それぞれの年間収入が多いどちらか一方の被扶養者として認定します。

年間収入とは、今後1年間の収入見込み額のことを言います!



手続きのポイント4

国内居住

国内居住が要件に!

令和2年4月1日から、被扶養者として認定されるためには、国内に居住している(住民基本台帳に住民登録されている場合)ことが要件となりました。

被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合でも、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

●日本国内に住所がない次のような方は、例外として扱われます。

- ・外国に一時的に留学する学生
- ・外国に赴任する被保険者に同行する家族
- ・観光やボランティア活動など、就労以外の目的での一時的な海外渡航



詳しくはこちらから!



シリーズ ~年金に関するオンラインサービス~

「ねんきんネット」でできる各種手続きや「オンライン事業所年金情報サービス」の内容についてお伝えします。

Vol.4 「ねんきんネット」の便利な使い方

【これから年金を受け取る方へ】

年金記録がいつでも確認できる!

- 年金の加入月数
- 資格取得・喪失年月日
- 月ごとの納付状況
- 持ち主不明記録の検索



今までの記録はどうなっているかな?

年金見込額の試算、年金請求の手続きも!

- 年金見込額の試算
自動計算のほか、収入などの条件設定も可能
- 老齢年金の請求ができるようになりました!
(一部の方から順次開始)



定年後にももらえる年金はいくらかな?

【現在年金を受け取っている方へ】

扶養親族等申告書の提出をスマホで!

- 郵送の手間や切手代も不要
- 本人情報は自動で入力
- 入力漏れもその場でチェック
- 処理状況や申請結果も確認可能



思ったよりカンタン!

通知がオンラインで受け取れる!

- 通知書(電子版)の確認
・年金額改定通知書
・年金振込通知書
・支給額変更通知書 など
- 源泉徴収票の電子送付
公的年金等の源泉徴収票を電子データで受け取り、e-Taxでの確定申告に利用できます

オンラインでの確定申告に使えます!



マイナポータルで公的年金等の源泉徴収票を受け取れます!

マイナポータルとねんきんネットの連携で、通常、書面でお届けしている源泉徴収票を、マイナポータルにおいて電子データで受け取ることができます。

連携する際に準備するもの

事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください。

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード受け取り時に設定した数字4桁の「利用者証明用電子証明書パスワード」



マイナポータルへのアクセスはこちらから!



新発見！再発見！
Discover
ふくい

「美しいふるさと福井」の風景を表紙で紹介。観光地はもちろん、何気ない場所でも、実は“福井らしい魅力”があることに改めて気付いてもらえるような一枚を毎月お届けします。



表紙の場所は…
大鳥神社(おおとりじんじゃ)

／あわら市

(2023年11月23日撮影)

福井県観光連盟主催
Instagramフォトコンテストより

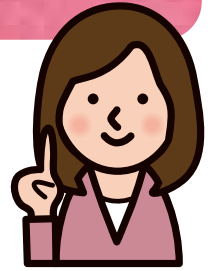
福井県観光連盟
公式Instagram



11月は「ねんきん月間」 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」とし、国民の皆さまに公的年金制度への理解を深めていただくため、制度の周知・啓発活動に取り組んでいます。

また、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。この機会に、「ねんきんネット」等を活用して、ご自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか?



主な取り組み内容

アニメーション動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。

日本年金機構公式X(旧Twitter)で、年金制度に関するミニ講座を実施します。

学生向け年金セミナーや、事業所担当者・年金委員向け制度説明会を実施します。

詳しくはHPをご覧ください。

日本年金機構

検索



令和5年度「ねんきん月間」ポスター

令和5年度「年金の日」ポスター

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内(10~12月)

予約受付専用電話へ

時間／8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み／土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

●出張相談所も実施中

右の日時で開催します。
ご利用の際は事前に年金事務所へお電話し予約受付をしてください。

(注)12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

勝山市民会館	11月14日(木)	10:00~15:30
	12月12日(木)	10:00~15:30
大野商工会議所	10月24日(木)	10:00~15:30
	11月28日(木)	10:00~15:30
	12月26日(木)	10:00~15:30
小浜市文化会館4階(小浜市役所横)	10月24日(木)	10:00~15:00
	11月14日(木)・28日(木)	10:00~15:00
	12月12日(木)・26日(木)	10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間)月~金(平日)8:30~17:15

予約受付
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)